

第5次 習志野市地域福祉活動計画

誰もが自分らしく 地域で安心して暮らし続けるために

(平成27年度～31年度)



ふくっぴー

習志野市社会福祉協議会の
マスコットです。

社会福祉法人
習志野市社会福祉協議会

目 次

会長あいさつ

「誰もが自分らしく 安心して暮らせる習志野（ちいき）をめざして」	1
まえがき	2・3・4
第5次地域福祉活動計画体系図	5
【重点施策】	
1. 地域住民との協働の推進	6・7
2. 社協支部活動の充実	8・9
3. 当事者支援の推進	10・11
4. 相談援助事業の推進	12・13
5. 権利擁護事業の推進	12・13
6. ボランティア活動の推進	14・15
7. 福祉教育の推進	16・17
8. 老人福祉センターの充実	16・17
9. 総合福祉センターの周知	18・19
10. 社協活動の理解促進	18・19
11. 共同募金運動の推進	20・21
12. 第5次地域福祉活動計画の定期的な進捗状況確認、見直し及び評価基準の検討	20・21
13. 第6次地域福祉活動計画の策定	20・21
習志野市社会福祉協議会主要事業の経緯	22・23・24
第5次地域福祉活動計画作成経過	25

「誰もが自分らしく 安心して暮らせる習志野（ちいき）をめざして」

習志野市社会福祉協議会は、平成6年に地域福祉活動を推進する計画として第1次習志野市地域福祉活動計画を策定し、以来20年間にわたり時代の要請と住民の皆様のニーズに応えるため、その実現に取り組んでまいりました。

一方、平成26年3月には、習志野市で「習志野市地域福祉計画」が策定され地域福祉を取り巻く課題と計画推進者の役割、そして、それらの解決へ向けた市民協働による取り組みの方針などが明らかにされました。

本協議会では、これまでの計画を引き継ぐとともに、「習志野市地域福祉計画」とも整合性を図りながら、様々な地域福祉の課題解決に向け、住民主体の地域福祉推進の取り組み内容を取りまとめた「第5次習志野市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この第5次の地域福祉活動計画は、少子高齢化の一層の進展や地域社会での経済的格差の増加、相互扶助機能の低下などにより、高齢者世帯をはじめとする社会的孤立世帯の増加や、あわせて新たな「生活困窮者支援」、「介護サービス事業での地域支援」など、地域の福祉ニーズはますます複雑・多様化している中、平成27年度から平成31年度までの5年間にわたり地域住民の皆様とともに地域福祉の進展を図るために歩む地域福祉活動計画としております。

この計画の策定にあたっては、「地域福祉活動推進委員会」で検討を重ね、さらにサービスの受け手であり、また担い手でもある当事者及びその支援者・団体・関係機関のご意見を拝聴した中で策定されたものであります。

また今後は、この計画の着実な実践が大事となります。行政との協働はもちろんのこと、今まで以上に多くの地域住民の方々や福祉関係団体の参画、特にこれからボランティア活動などを始めてみようと思っている方々の積極的な参加をいただき、計画の達成に向けて、役職員一丸となって力を注いでまいりますので、関係者の皆様をはじめ、より多くの住民の皆様の一層のご支援・ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

社会福祉法人
習志野市社会福祉協議会
会 長 海 寶 嘉 胤

まえがき

第5次習志野市地域福祉活動計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間にわたる本協議会が推進すべき地域福祉活動の基本的な方向性を定めたものです。

本計画は、習志野市が策定した「習志野市地域福祉計画」そして、前計画である「第4次習志野市地域福祉活動計画」をもとに地域住民と共に地域福祉を推進していくための道標（道しるべ）となる13の重点施策を明らかにし、その実現に向けての現状と課題を整理して、目指すべき方向性をより具体的に定めています。

1. 地域住民との協働の推進

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが主体的に役割を担っていくことが重要です。そのためには、地域にはどのような課題あるのか、その課題を解消するためにどのような活動が展開されているのか、あるいはどのような活動に取り組んだらよいのかといった地域福祉について理解をし、参画の方法を伝えながら、実際の地域福祉活動に参加していただくといった流れが必要であると考えます。当事者団体が実施している「想いを届ける出前講座」や社協と地域のさまざまな団体との協働講座の実施を通じて、ひとりでも多くの住民に地域福祉活動への参加を促していきます。

2. 社協支部活動の充実

地域住民の組織体である社協支部で実施している各種事業は、地域とのつながりが希薄な方や見守りが必要な方がふれあい、消費生活問題や身近な生活上の課題についても情報交換ができる場となっているだけでなく、地域での社会参加や生きがいづくりを希望している人たちが、担い手として活躍できる場でもあります。この社協支部活動をさらに地域住民自らの手により充実発展させるために、財政的な支援を含め、ソーシャルワークを駆使した支援により支部活動の充実に努めます。

3. 当事者支援の推進

社会参加や生きがいづくりに関心のある住民は、いいかえれば、地域福祉活動に意欲的に関わる住民であると考えます。このような地域福祉活動に意欲的に関わっていただける住民と共に、地域で生活している障がい者や高齢者、児童、あるいは、施設・病院利用者といった当事者のおかれている現状やその課題について考え、当事者のサポートや生活支援について検討していきます。

4. 相談援助事業の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「身近な相談窓口」として相談者の悩みや不安を受け止め、具体的な課題解決に結びつけていくための相談体制を組んでいます。相談内容については、今後も多様化することが予想されることから、社協内部の体制づくり、各種専門機関との連携を図っていきます。

5. 権利擁護事業の推進

判断能力の低下した方に対し、社会生活上不利益を被ることのないように、本人の意思を最大限に尊重した支援として実施している「福祉サービス利用援助事業」については、今後の利用者の増加が予想される中「生活支援員」の増員が求められています。また、法人後見事業の研究や平成27年4月に施行される「生活困窮者自立支援法」における社協の役割について研究していきます。必要とされる方に、支援が行き届くようこれらの制度の普及を図っていきます。

6. ボランティア活動の推進

平時のボランティア活動として、社協支部で展開している地域課題を住民の手で解決する事業への担い手としてのボランティア、また災害時のボランティアとして活躍いただくボランティアの養成や募集をしていきます。就労者や若年層の参加がしやすいボランティア活動の開拓あるいは講座の企画について研究し実施していきます。

7. 福祉教育の推進

子どもの発達段階に応じた福祉教育の実践をより効果的に進めていくために中学校区の小・中学校と近隣の高等学校をパッケージで指定し、福祉教育推進校、そして学校と地域が連携を図りながら福祉教育をより効果的に進めていくため中学校区指定校が所在する社協支部を福祉教育推進団体として指定し、学校と地域が連携して福祉教育を推進していきます。

また、さまざまな課題を抱えている方々に寄り添い支えるために必要な知識や実技を学ぶ福祉体験講座を社協や地域のさまざまな団体と連携・協働して実施していきます。

福祉教育のパッケージ指定の取り組みや福祉体験講座をとおして、バリアフリーへの理解や地域の一員として活躍する人材を育てていきます。

8. 老人福祉センターの充実

老人福祉センターの目的の一つともなっている「健康の増進」に繋がる講座の企画・実施に力を入れていくことで、健康維持や社会参加の場として多くの方に利用していただける施設運営に努めていきます。

9. 総合福祉センターの周知

総合福祉センターの機能である老人福祉センター「さくらの家」、地域福祉センター「いずみの家」両機能について、必要な人に必要な情報を届けられるよう周知の仕方を工夫し、利用促進を図っていきます。

10. 社協活動の理解促進

ひとりでも多くの地域住民が地域福祉活動に参画をしていただくことが、地域福祉推進の原動力となります。そのためには、社協支部と社協事務局との連携はもとより、地域住民の皆様には社協活動について理解をし、賛同し支援をいただくために社協の取り組んでいる地域福祉活動の報告や周知に取り組み地域福祉活動を充実させていきます。

11. 共同募金運動の推進

町会・自治会等を通じて住民に共同募金の理解を深めていただく活動に加え、イベント開催時等に募金箱の設置や募金活動に協力して下さる団体等の協力を募り募金額の増額に繋げていきます。

また、小・中・高等学校にお願いしている「学校募金」についても、子どもたちやその保護者が募金活動について理解し、募金をして下さることに繋がる企画を検討していきます。

12. 第5次地域福祉活動計画の定期的な進捗状況確認、見直し及び評価基準の検討

13. 第6次地域福祉活動計画の策定

平成28年度には次期計画のプロジェクトチームの立上げ、平成29年度からはそのプロジェクトチームによる次期計画に向けた研究を開始します。

◎本計画は習志野市が策定した「習志野市地域福祉計画（平成26年度から平成31年度）」及び習志野市社会福祉協議会が策定した「第3次習志野市社会福祉協議会発展強化計画（平成27年度から平成31年度）」との相関関係にあります。

◎本計画の進行管理及び施策の評価を行なう機関を「地域福祉活動推進委員会」とします。ほかに担当職員1名をコーディネーターとして配置します。

本計画の計画表の構成について

※左ページと右ページで、見開きになっています。

(左ページ)

左から右へご覧ください。

(右ページ)

第5次習志野市地域福祉活動計画					年次計画				
重点施策	アクションプラン (具体的な取り組み事項)	種類	①	②	③		④		
			現状と課題	目指すべき方向性	前期	後期	平成27年度	平成28年度(見直し年度)	平成29年度
1. 地域住民との協働の推進	地域福祉活動への理解促進	新規	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉は特定の人間に限定された活動(災害等・障がい等)との往時の認識がある。 地域資源や地域福祉活動に参画する手段や方法が往長に行き届いていないため、地域福祉活動への担い手が不足している。 地域福祉活動に関わる担い手の高齢化、学生や主婦、働いている人が限られる地域福祉活動が少ない。 既存の広報媒体だけでなく、地域の関係団体との連携をいかに担い手づくりが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人的な課題を地域の課題として、地域の各団体等とを連携しながら解決していく仕組みづくり。 新たなPR方法の検討。 	研究	実施	実施	継続	継続
	新しいアイデアを以前からの		<ul style="list-style-type: none"> 出前講座の依頼が少なく、普及が進んでいない状態。 施設や通所準備等といった従来の生活 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの当事者等を知りその人たちの課題を地域の課題として取り組む。 					

①現状と課題

平成27年4月時点の現状と課題を記載しています。

②目指すべき方向性

現状と課題を解消するための具体的な内容と目指すべき方向性を記載しています。

③前期

平成27年度から平成28年度の取り組み内容を記載しています。

④後期

平成29年度から平成31年度の取り組み内容を記載しています。

※平成28年度は、「計画の見直し年度」とします。

平成28年度下半期には、前期(平成27～28年度)の取り組みを検証をします。その検証結果を、残り3か年の後期(平成29～31年度)の計画に反映します。

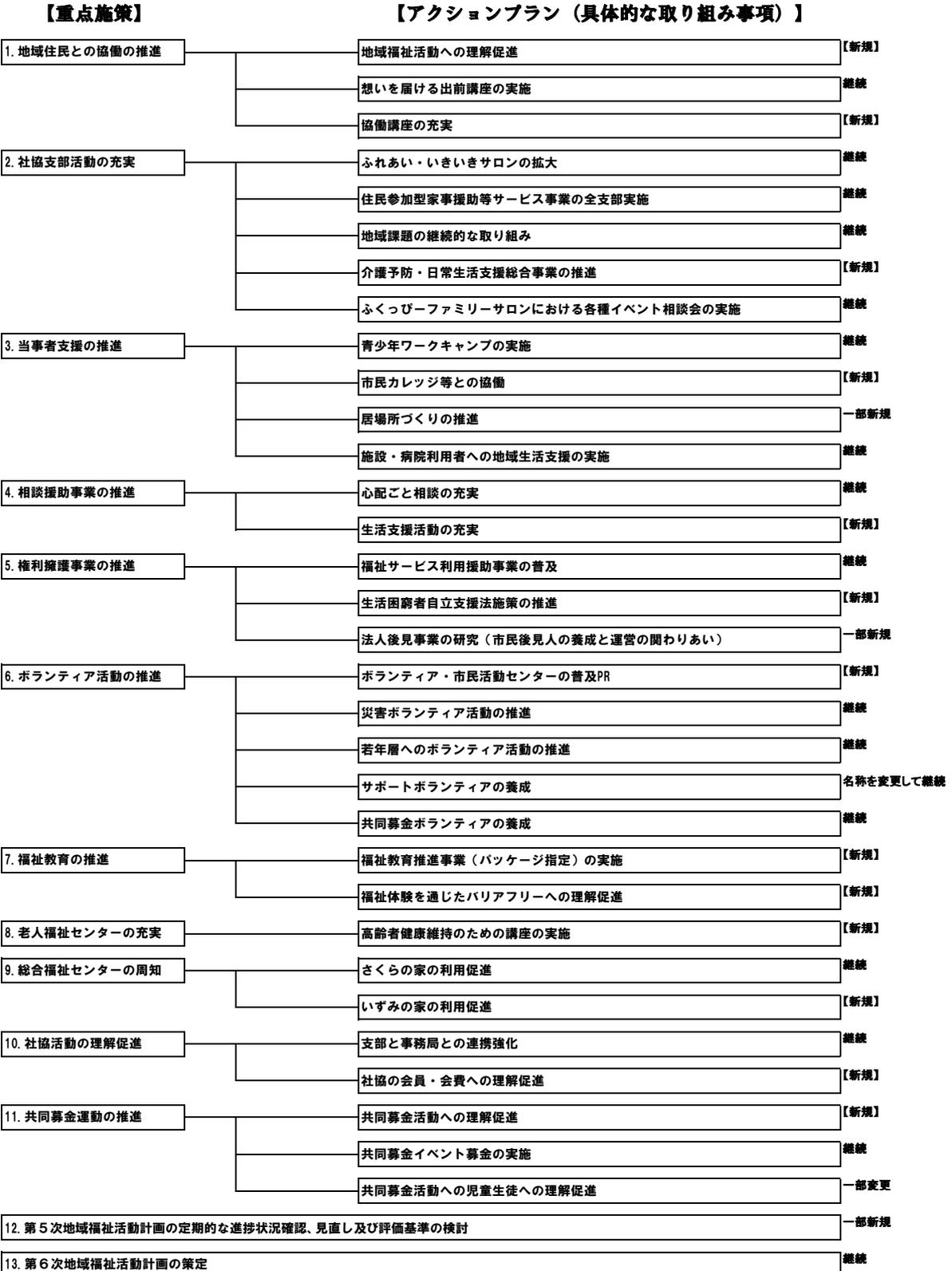
第5次地域福祉活動計画 体系図

◆理念

誰もが自分らしく地域で安心して暮らし続けるために

◆基本目標

- ① 市民協働による※「ソーシャル・インクルージョン(社会的包容)」の取り組みの推進
- ② 地域福祉を推進する人材育成
- ③ 個別支援の強化



※ソーシャル・インクルージョン(社会的包容)

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合うという理念です。
(平成26年度～平成31年度 習志野市地域福祉計画 4ページより参照)

第5次習志野市地域福祉活動計画

重点施策	アクションプラン (具体的な取り組み事項)	種類	現状と課題	目指すべき方向性
1. 地域住民との協働の推進	地域福祉活動への 理解促進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉は特定の人達に限定された活動（高齢者・障がい者）との住民の認識がある。 ●地域資源や地域福祉活動に参加する手だてや方法が住民に行き届いていないため、地域福祉活動への担い手が不足している。 ●地域福祉活動に関わる担い手の高齢化。 ●学生や主婦、働いている人が関われる地域福祉活動が少ない。 ●既存の広報媒体だけではなく、社協の関係団体との連携をいかした担い手づくりが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人的な課題を地域の課題として、地域の各団体等とも連携しながら解決していく仕組みづくり。 ●新たな周知方法の検討。
	想いを届ける出前講座の 実施	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座の依頼が少なく、普及が進んでいない状況。 ●施設や道路整備等といった従来の生活環境の整備に加え、住民同士のささえあい、助けあいの意識や行動の促進といった心のバリアフリーが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいの当事者等を知りその人たちの課題を地域の課題として解決していく仕組みづくり。 ●習志野市障がい者地域共生協議会と連携した周知。
	協働講座の充実	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、サポートボランティア養成講座に代表される講座に、当事者を講師として招き講座を実施している。また、まちづくり会議、PTAの家庭教育学級、教育委員会主催の先生方の研修会でも「福祉の出前講座」が利用されている。 ●社協講座での依頼だけでなく、様々な地域の団体等に当事者を講師とした講座を普及する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが地域で安心して自立した生活を送るために、さまざまな当事者・団体との協働による講座を推進し実施していき、そこで得た知識をボランティア活動や地域活動で発揮する人材を育てる。

年次計画				
前期		後期		
平成 27 年度	平成 28 年度 (見直し年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
研究	実施	実施	継続	継続
研究	研究	実施	継続	継続
継続	継続	継続	継続	継続

第5次習志野市地域福祉活動計画

重点施策	アクションプラン (具体的な取り組み事項)	種類	現状と課題	目指すべき方向性
2. 社協支部活動の充実	ふれあい・いきいき サロンの拡大	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に16か所ある社協支部で高齢者を中心としたサロンを実施している。 ●サロン協力員の不足と高齢化。 ●自力でサロンに参加できない高齢者を参加させる仕組みの検討が必要。 ●会場の大きさ、参加人数が見合っていない。 ●新たにサロンを実施できる会場の不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりが可能な範囲で地域で役割を見つけ活動する場としてサロン活動に担い手として参加してもらう。 ●最新の地域課題をキャッチし、それを解消するための話題を提供する。 ●空き住居等を活用したサロンを展開し、地域の中にサロンを増やしていく。 ●介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行に係る研究。
	住民参加型家事援助等 サービス事業の全支部実施	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●市内16か所ある社協支部のうち、7か所で日常生活及び介護保険の対象とならないお困りごとに応えるため、『向こう三軒両隣困ったときの助けあい』の精神で住民による家事援助活動として実施。 ●全社協支部実施に至っていない。 ●家事援助協力員の高齢化と不足。 ●依頼内容と、住民としての協力員が担える範囲とのギャップがある。 ●介護保険の改正により、住民に求められることや期待が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全支部実施。 ●協力員の確保。 ●既存の個人ボランティアのグループ化。 ●介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行に係る研究。
	地域課題の継続的な 取り組み	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に16か所ある社協支部で地域のさまざまな課題を話し合う場、あるいは地域課題の解決に必要な研修の場として実施している。 ●身近な地域の課題を話し合うような場の設定が必要。 ●段階を踏みながら解決を図るテーマを設定し、継続的に住民同士が話し合える場をもつことも必要。 ●固定した参加者ではなく、新たな参加者開拓が必要。 ●地域課題を解決するためのきっかけとして地域福祉フォーラムを全社協支部で採用してもらえるよう更なる働きかけが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●段階を踏みながら解決を図るテーマを設定し、継続的に地域住民同士が話し合う。 ●最新の地域課題をキャッチし、その解消を図る仕組み作りが必要。 ●社協支部とボランティア・市民活動センターとの連携が必要。 ●地域福祉懇談会等で消費生活問題、身近な生活上の課題を取りあげ、地域でこのような課題の予防を図るきっかけづくりにつなげる。
	介護予防・日常生活 支援総合事業の推進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●全支部での住民参加型家事援助等サービス事業の実施ができていない。 ●市内の5つの地域包括支援センターと個々のケースを、一部地域ケア会議等で連携しているが、定期的な会合をしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全支部での家事援助等サービス事業の実施。 ●地域包括支援センターとの密なパイプづくりと情報交換会の実施。 ●習志野市の関係部局との連携。
	ふくっぴーファミリー サロンにおける各種 イベント相談会の実施	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て中の保護者向けの企画を定期的に実施している。 ●これから親になる方を対象とした企画を実施していく必要がある。 ●他の子育て施設等の利用をためらっているような人たちに向けて周知していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●プレママ（妊婦）講座を開催し、ふくっぴーファミリーサロンや社協各支部の子育てサロン等を紹介し、子どもが生まれてからのふくっぴーファミリーサロンや社協各支部の子育てサロンの利用等につなげる。

年次計画				
前期		後期		
平成 27 年度	平成 28 年度 (見直し年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
研究	研究	実施	継続	継続
研究	研究	実施	継続	継続
継続	継続	継続	継続	継続
研究	研究	実施	継続	継続
実施	継続	継続	継続	継続

第5次習志野市地域福祉活動計画

重点施策	アクションプラン (具体的な取り組み事項)	種類	現状と課題	目指すべき方向性
3. 当事者支援の推進	青少年ワークキャンプの実施	継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 1泊2日のキャンプ活動やボランティア活動を通じて、障がいの有無を越えお互いを理解し、友情を深め合う中高生を対象とした『青少年ワークキャンプ』を市内在住の中高生と18歳以上のスタッフの参加を募り毎年実施している。 ● 健常児(者)・スタッフの参加が少ない。 ● 障がい児(者)への周知については、障がい児(者)が参加をためらわないように配慮した周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健常児(者)も障がい児(者)も、参加したい人が参加できるような企画運営をしていく。 ● この活動を支えるスタッフについても広く参加を募る。 ● 近隣の大学との協力・協働による企画運営の検討。
	市民カレッジ等との協働	新規	<ul style="list-style-type: none"> ● 習志野市民カレッジにおいて、「ボランティア活動について」外部講師にも協力をいただきながら実施。 ● 市民カレッジ受講生を地域住民や地域が必要としているボランティア活動につなげていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民カレッジ在学中から、地域活動に参加し、卒業後地域課題の解消の担い手として活躍してもらえよう企画運営の検討。
	居場所づくりの推進	一部 新規	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者が集える居場所づくりについて当事者団体等との話し合いが必要。 ● 出前講座の普及が進んでいない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年度施行される「障害者差別解消法」の啓発。 ● 当事者に対する理解を広げていくための出前講座の更なる普及。 ● 当事者が集える居場所づくりへの協力⇒(いずみの家やふくっぴーファミリーサロンの活用も含む)。 ● 拠点や活動場所を求めている団体と空き住居等の地域課題とのマッチング。
	施設・病院利用者への地域生活支援の実施	継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、様々な社協支部活動に参加をしている地域住民が、施設入所や病院入院を機に、利用を控えてしまう傾向にある。入所・入院しても、社協支部活動を利用できるようにしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設・病院の相談員、在宅医療を支えている関係団体や介護保険事業者等へ本会事業をPRしていく。
			<ul style="list-style-type: none"> ● 平成25年4月より「福祉サービス利用援助事業」が施設・病院入院患者において利用対象となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協支部と介護事業所と連携。 ● 社協支部と病院・施設と連携。

年次計画				
前期		後期		
平成 27 年度	平成 28 年度 (見直し年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
研究	実施	継続	継続	継続
継続	継続	継続	継続	継続
新規一部実施	継続	継続	継続	継続
継続	継続	継続	継続	継続
研究	研究	研究	研究	継続

第5次習志野市地域福祉活動計画

重点施策	アクションプラン (具体的な取り組み事項)	種類	現状と課題	目指すべき方向性
4. 相談援助事業の推進	心配ごと相談の充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●市内3か所で住民が気軽に来て相談をすることができる「心配ごと相談所」を民生児童委員や知識経験者に相談員として協力をいただきながら、運営している。 ●心配ごと相談内容が多様化（性同一性障がいに関わる相談、外国籍の方の相談、アルコール依存に関わる相談など）してきている。これらに的確に応談できるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様化する相談内容に対応していくため、相談員の資質向上を図っていく。 ●状況に応じて、より専門的な機関につなげていくようにする。
	生活支援活動の充実	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金等や貸付に関わらない生活相談等を受け、相談者が生活課題を自分で解決できるよう働きかけを実施している。 ●相談者の主訴の解決に至るにはその方が置かれている様々な状況を解決しなければ本当の解決ができない相談が増えており、社協だけでなく、専門機関（司法書士会・社会福祉士会、包括支援センター、中核支援センター）との連携が不可欠になってきている。 ●相談者との信頼関係を築き、相談解決に導くため、ひとりの相談者の相談解決に多くの時間を要している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●1利用者を1事業者が抱え込まず、より専門的な支援機関と連携をはかり、課題解決をはかっていくようにする。 ●専門機関との日常的な関係づくり。
5. 権利擁護事業の推進	福祉サービス利用援助事業の普及	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう金銭管理や福祉サービスの利用するための手続等をお手伝いする「福祉サービス利用援助事業」を専門員（社協正規職員）とこの事業のために契約している生活支援員（社協非常勤職員）と実施している。また、平成30年度習志野市の後見支援センター立ち上げに向けた平成26年度「市民後見人の養成講座」の中で「福祉サービス利用援助事業について」の説明を行なった。 ●生活支援員ではなく専門員が対応しなければならぬ障がい者からの相談が増えている。 ●生活支援員の活動日と相談者の依頼日の調整ができないことがある。 ●生活支援員の増員確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●直接的に利用者を支える生活支援員の確保。 ●当事者や関係機関に事業周知をしていく。
	生活困窮者自立支援法施策の推進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、習志野市においても「習志野市生活困窮者自立支援事業」として事業が開始された。 ●「生活困窮者自立支援法」ならびにこの施行に伴う事業実施機関との連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「生活困窮者自立支援法」を理解する。 ●本会既存事業の中でこの事業の利用対象となる方を見落とさないようにしていく。 ●事業実施機関への橋渡しを行なうとともに利用者支援の連携を図っていく。
	法人後見事業の研究 (市民後見人の養成と運営の関わりあい)	一部 新規	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がい者の権利擁護が求められている中で成年後見制度の普及が必要となっている。習志野市が設置した平成25年度「市民後見推進検討委員会」は、平成26年度からは「習志野市成年後見センター設置検討委員会」に名称を変えた。この委員会の委員として社協職員が出席し、平成30年度市の後見支援センター立ち上げに向け検討を行なっている。 ●法人後見を実施するための人材と財政面の確保が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人後見の実施に向けた課題（現在抱えている課題のこと）を解決していきけるような方策を研究、検討していく。 ●市・成年後見センター設置検討会への委員としての参加。 ●市民後見人養成講座への協力。

年次計画				
前期		後期		
平成 27 年度	平成 28 年度 (見直し年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
継続	継続	継続	継続	継続
実施	実施	実施	実施	実施
継続	継続	継続	継続	継続
実施	実施	実施	実施	実施
研究・検討	研究・検討	研究・検討	研究・検討	研究・検討

第5次習志野市地域福祉活動計画

重点施策	アクションプラン (具体的な取り組み事項)	種類	現状と課題	目指すべき方向性
6. ボランティア活動の推進	ボランティア・市民活動センターの普及 PR	新規	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協ホームページ、ボランティア・市民活動センターだより「風車」等を活用し、活動の周知をしている。 ● 地域ニーズと、ボランティアしたい活動とがマッチしていない。 ● 「ボランティアをしたい」、「ボランティアを利用したい」といった情報が必要な人に行き届いていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協支部活動や市民活動の取り組み例を示しながら、社会参加や生きがいづくりの支援をする。 ● ボランティアを必要としている人に、ボランティアをしたい人をつなげる。 ● ボランティア登録者の現状を分析し、地域課題と結びつけていく。 ● 社協支部（特に住民参加型家事援助等サービス事業を実施していない支部エリア）の、生活上の困りごとを解消するための取り組みについて検討を行なう。 ● 企業等にも情報を届け、社会貢献活動として地域福祉活動にも協力してもらえよう働きかけをしていく。 ● 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行に係る研究。
	災害ボランティア活動の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 年1回災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施。平成25年度より通常のボランティア登録の際、災害時においてボランティアとして活動して下さるかどうかがボランティア登録者に確認をとるようにしている。 ● ボランティア登録者参加による災害ボランティアセンターの運営訓練の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協支部活動や市民活動の取り組み例を示しながら、社会参加や生きがいづくりの支援をする。 ● 日常的に災害支援団体等と連携を図り、ボランティア講座を実施する。 ● ボランティア登録の際に、災害ボランティア協力者を募る。
	若年層へのボランティア活動の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年7月に発行しているボランティア・市民活動センターだより「風車」は、夏休みボランティア特集の記事を掲載しているため、市内の小中高等学校で配布している。そのボランティア・市民活動センターだより「風車」を見た保護者がボランティア活動に繋がってきている。また、ボランティア・市民活動センター主催の各種講座にも少数ではあるが若年層が参加をしている。 ● 労働者や若年層が参加しやすい活動や、講座の日時、内容の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協支部活動や市民活動の取り組み例を示しながら、社会参加や生きがいづくりの支援をする。 ● 市内の高校や大学等との連携でボランティア講座を開催し、活動への受講者の参加を促進する。
	サポートボランティアの養成	名称を変更して継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活を送る上でサポートが必要な方を支援をするボランティアの養成講座を、社協支部や高齢者や障がい者に関わる活動をしている施設や団体にも協力をいただきながら開催している。 ● 労働者・若年層が参加しやすい活動や、講座の日時、内容の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協支部活動や市民活動の取り組み例を示しながら、社会参加や生きがいづくりの支援をする。 ● 当事者と災害支援団体との協働による、講座の実施。
	共同募金ボランティアの養成	継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 赤い羽根共同募金の活動を理解しその活動を広く周知するためのグッズを開発し、その製作への参加と共に街頭募金活動に参加するボランティア養成している。 ● 参加者が少なく、地域イベントで共同募金を理解してもらおうための活動につなげられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅や総合福祉センターで、寄付者に御礼として渡すグッズを作ることを通して、共同募金の理解者を増やし、募金活動の担い手として育成していく。 ● 寄付をいただいている団体と協働できる企画の開発。

年次計画				
前期		後期		
平成 27 年度	平成 28 年度 (見直し年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
研究	実施	継続	継続	継続
継続	継続	継続	継続	継続
研究	実施	継続	継続	継続
継続	継続	継続	継続	継続
継続	継続	継続	継続	継続

第5次習志野市地域福祉活動計画

重点施策	アクションプラン (具体的な取り組み事項)	種類	現状と課題	目指すべき方向性
7. 福祉教育の推進	福祉教育推進事業 (パッケージ指定)の実施	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●学校と地域が一体となって福祉教育に取り組む福祉教育推進事業(パッケージ指定)が平成19年度から開始された。習志野市においては平成21年度から平成23年度までの3か年を第六中学校区、平成26年度から平成28年度までを第七中学校区が指定を受け現在取り組んでいる。 ●学校関係者の異動を考慮しながら、学校で実施している従来の福祉教育に加え、新たな福祉教育のメニューを地域と一緒に創設していく必要がある。 ●パッケージ指定後もパッケージ指定の内容を発展させ、学校や地域の新たな課題解決の取り組みにつなげていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●パッケージ指定の取り組み期間においては、各関係機関と連携し効果をあげていく。 ●パッケージ指定後も、社協支部や地域資源と連携し、継続的な地域課題の解消をするための仕組みづくりにつなげていく。
	福祉体験を通じた バリアフリーへの理解促進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25、26年度に、習志野市が設置した「習志野市バリアフリー基本構想策定協議会」に職員が委員として参加し、市内の移動環境のバリアフリー化や心のバリアフリーの普及について検討を重ね、『習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想』が策定された。またボランティア・市民活動センターが実施している福祉体験を通じて、地域住民にバリアフリーについて考える機会を提供している。 ●福祉車輛の貸出し、車いすの貸出し、運転ボランティアの情報など必要な人に情報が行き届いていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者に寄り添い支えるための福祉体験の実施を通して、バリアフリーの理解を広める。 ●福祉車輛の貸出し、運転ボランティアの利用の普及。
8. 老人福祉センターの充実	高齢者健康維持のための 講座の実施	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉センターとして、高齢者の健康維持促進・介護予防に資するべく、すこやか教室などの講座を企画・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●すこやか教室などの健康体操講座を企画・実施。

年次計画				
前期		後期		
平成 27 年度	平成 28 年度 (見直し年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
継続	継続	継続	継続	継続
研究	研究	実施	継続	継続
企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施	企画・実施

第5次習志野市地域福祉活動計画

重点施策	アクションプラン (具体的な取り組み事項)	種類	現状と課題	目指すべき方向性
9. 総合福祉センターの周知	さくらの家の利用促進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協のホームページや社協広報紙「ふくし習志野」でさくらの家の利用促進を図った。 ● 情報が必要な人に、情報が届くような周知の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ふくし習志野」や市広報を活用し、さくらの家の案内や事業の周知を行なう。
	いずみの家の利用促進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協のホームページや社協広報紙「ふくし習志野」でいずみの家の利用促進を図っている。 ● 習志野市のホームページにいずみの家の情報を掲載してもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動場所を必要としている人たちに情報を届ける。 ● いずみの家で活動する地域活動団体等の育成。 ● 行政や関係団体の行事で総合福祉センターを利用してもらうように働きかける。
10. 社協活動の理解促進	支部と事務局との連携強化	継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成25年度から実施している「社協に対する理解の促進と会員の拡大プロジェクト」や会費等の資料の送付、各支部事業の課題に関わる連絡等を通じて支部と連携を図っている。 ● 支部運営に係る支部担当者会議での連携や地域福祉フォーラム、支部と地区町会等のイベントへの直接的参加をしている。社協事務局職員による定期的な支部事務所の訪問ができていない。 ● 支部の役員や支部委員との合同の会合の機会が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区担当職員と支部との活動参加による連携強化。
	社協の会員・会費への理解促進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成25年度から実施している「社協に対する理解の促進と会員の拡大プロジェクト」の一環で「社協の会員規程」の見直しを実施。見直した内容について社協広報紙「ふくし習志野」を通じて住民に周知を図った。 ● 会員とは、社協活動に賛同していただき、会費を納めていただいた方が会員であることを知っていただくことが課題。 ● 継続的に会費を納めていただく。 ● 情報が必要な方に届いていない。 ● 会員・会費について拡大につながっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会員とは、社協活動に賛同していただき、会費を納めていただいた方が会員であることの周知。 ● 支部役職員との協力で会員加入の促進を図る。

年次計画				
前期		後期		
平成 27 年度	平成 28 年度 (見直し年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施	実施	実施	実施	実施
研究・実施	継続	継続	継続	継続
研究・実施	継続	継続	継続	継続
研究	研究	実施	継続	継続

第5次習志野市地域福祉活動計画

重点施策	アクションプラン (具体的な取り組み事項)	種類	現状と課題	目指すべき方向性
11. 共同募金運動の推進	共同募金活動への理解促進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同募金運動期間にあわせて、社協支部を通じて各町会等へ共同募金の依頼をしている。また、はじめてのボランティア講座として共同募金活動について理解し、街頭募金に立ったり、募金者に配布するPRグッズの作成をする「共同募金ボランティアの養成」を実施し、共同募金活動への理解促進に努めている。 ● 赤い羽根共同募金や歳末たすけ合い募金運動とも募金額が年々減少している。 ● 共同募金が、「じぶんの町を良くするしくみ」であることを知っていただくことが課題。 ● 安定的な募金額を確保するために継続的な寄付が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同募金が、「じぶんの町を良くするしくみ」であることを周知しながら寄付への協力を募る。
	共同募金イベント募金の実施	継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協広報紙「ふくし習志野」や社協支部の支部長が集まる「支部長会議」を通じて、イベント募金の協力依頼をし、募金箱設置協力依頼をしている。 ● 募金箱の設置に協力してくれる所は増えたが、募金額の増額に直節繋がっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 募金額が増加するような企画を検討する。 ● これまでのイベント参加に加え新たなイベントへの参加の機会を増やす。
	共同募金活動への児童生徒への理解促進	一部変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒向けのふくっぴー通信、共同募金運動期間に募金の資材配布を通じて共同募金運動への理解促進に努めている。 ● 児童生徒に積極的に共同募金の周知が出来ていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙等を活用して、より共同募金活動を身近に感じていただき寄付につながる企画を検討する。
12. 第5次地域福祉活動計画の定期的な進捗状況確認、見直し及び評価基準の検討		一部新規	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉を取り巻く状況が急激に変化する中で、新たな要請に対応した計画を策定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期3か年について新たな要請に対応した計画づくりを目指す。
13. 第6次地域福祉活動計画の策定		継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 習志野市が策定している「習志野市地域福祉計画」と計画年次等の整合性を図る。 ● 地域課題を把握し、計画に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題を集約し、次期計画策定に反映する。

年次計画				
前期		後期		
平成 27 年度	平成 28 年度 (見直し年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施	継続	継続	継続	継続
研究・継続	継続	継続	継続	継続
研究	研究	研究	研究	実施
	プロジェクトの 立ち上げ 検証	反映・実施	実施	まとめ
		プロジェクトメンバーに よる研究	研究	意見交換 まとめ

習志野市社会福祉協議会主要事業の経緯

- 1959年（昭和34年） 習志野市社会福祉協議会設立（8月1日）
歳末たすけあい運動開始
歳末見舞金の支給開始
- 1961年（昭和35年） 会員及び会費収納規程を制定（一般会費年額100円以上）
- 1962年（昭和37年） 火災見舞金・夏季見舞金支給開始
津田沼支部結成
鷺沼支部結成
谷津支部結成
藤崎支部結成
大久保支部結成
実籾支部結成
東習志野支部結成
- 1963年（昭和38年） 心配ごと相談所開設
- 1965年（昭和40年） 屋敷支部結成
若松支部結成…昭和51年に東習志野支部に編入
- 1966年（昭和41年） 敬老会事業を習志野市より受託
- 1967年（昭和42年） 社会福祉法人設立認可（12月）
福寿号（研修バス）の運行開始
売店を市民会館から市役所内に移転
- 1968年（昭和43年） 貸衣装事業の開始
市庁舎内に売店を設置
- 1969年（昭和44年） 第1回母子家庭レクリエーション開催
花咲支部結成
袖ヶ浦支部結成
- 1970年（昭和45年） 「社福だより」創刊（2月）
戦没者追悼式開始
- 1971年（昭和46年） 結婚相談所開設（4月）
第1回 結婚50周年記念祝典開催
- 1972年（昭和47年） 老障資金の貸付開始
- 1973年（昭和48年） 広報紙「社福だより」を「明るい習志野」に名称変更
会員規程改正（一般会費100円を200円に）
- 1974年（昭和49年） 第1回 住民福祉大会開催
駐車場運営事業開始
鷺沼台支部結成
- 1977年（昭和52年） 地域ぐるみ福祉活動モデル地区に千葉県より指定を受け開始
会員規程改正（一般会費200円を250円に）
- 1980年（昭和55年） 第1回 ボランティア大会開催
- 1981年（昭和56年） リフトカーの運行開始
会員規程改正（一般会費250円を300円に）
- 1982年（昭和57年） 社協事務局を保健会館から総合福祉センターに移転
- 1983年（昭和58年） 聴覚障害者用ミニファクス設置事業開始
市区町村社協法制化
- 1985年（昭和60年） 福祉教育推進校指定事業開始
- 1986年（昭和61年） 基本福祉圏地域ぐるみ福祉ネットワーク事業推進委員会発足
- 1987年（昭和62年） 香澄支部結成
- 1988年（昭和63年） 鷺沼小学校を福祉指定校に指定

- 1989年（平成元年） 広報紙「明るい習志野」を「ふくし習志野」に改称（広報委員会を設置）
第1回 福祉コンサート開催
家庭奉仕員（ホームヘルパー）派遣事業の一部を習志野市より受託
ふれあい型食事サービス一部開始
秋津支部結成
社協創立30周年記念式典開催（11月）
- 1990年（平成2年） 第1回 高校生ワークキャンプ実施
- 1991年（平成3年） ふれあい型食事サービス全地区で開始
- 1993年（平成5年） 福祉ボランティアのまちづくり（ボランティア）事業実施（国指定）
- 1994年（平成6年） 高齢者福祉センター芙蓉園の運営を習志野市より委託
ボランティアセンター活動事業の実施（国指定で平成6～8年度に実施）
ボランティアセンター開設（4月）
福祉ショップ「テルベ」開店（12月）
地域福祉活動計画（平成7～11年度）策定
- 1995年（平成7年） 生活支援型食事サービスをモデル支部（実籾・藤崎）で実施
（平成7年9月～平成9年5月）
会員規程改正（一般会費300円を400円に）
- 1996年（平成8年） 会員規程改正（一般会費400円を500円に）
- 1997年（平成9年） 実籾支部事務所設置（実籾消防第7分団2階）
秋津支部事務所設置（総合福祉センター2階相談室）
津田沼北部支部結成
- 1998年（平成10年） 香澄支部事務所設置（香澄小学校1階）
- 1999年（平成11年） 東習志野支部事務所設置（東習志野小学校1階）
介護保険制度の居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業）と
居宅サービス事業者（訪問介護員派遣事業）として県知事より指定を受ける
地域福祉権利擁護事業の初期相談窓口として、ちば広域後見支援センターの
協力社協となる第2次地域福祉活動計画（平成12～16年度）策定
- 2000年（平成12年） 介護保険制度の居宅介護支援事業者と居宅サービス事業者としてサービス開始
福祉ショップ「テルベ」閉店
- 2001年（平成13年） 鷺沼支部事務所設置（鷺沼連合会館内）
敬老会（習志野市より受託）事業廃止
ふれあいいいききサロン開設
社協ホームページの開設
- 2002年（平成14年） 鷺沼台支部事務所設置（企業局研修センター内）
福祉サービス利用援助事業を本協議会独自事業として開始
- 2003年（平成15年） 本大久保支部結成
支援費事業者（ホームヘルパー派遣）として、県知事より指定を受ける
精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルパー派遣）を習志野市より受託
社協マスコットキャラクターの決定

- 2004年（平成16年） 袖ヶ浦支部事務所設置（袖ヶ浦公民館内）
津田沼北部支部事務所設置（津田沼1丁目会館内）
藤崎支部事務所設置（藤崎青年館内）
谷津支部事務所設置（谷津公民館内）
大久保支部事務所設置（大久保連合町会会館内）
本大久保支部事務所設置（ゆうゆう館内）
谷津西部支部結成
精神障害者居宅介護等事業者（ホームヘルパー派遣）として習志野市長より指定を受ける
地域ぐるみ福祉ネットワーク事業を千葉県が廃止
第3次習志野市地域福祉活動計画（平成17～21年度）策定
第1次習志野市社会福祉協議会発展強化計画（平成17～21年度）策定
- 2005年（平成17年） 屋敷支部事務所設置（屋敷会館内）
住民福祉大会を福祉功労表彰式に変更
高齢者福祉センター芙蓉園の運営受託を廃止
- 2006年（平成18年） 地域福祉センター「いずみの家」の指定管理者となる
ふくっぴーファミリーサロン（子育て支援・三世代交流）開設
第18回 福祉コンサート2回公演実施
第1回 「これが演劇だ」開催（習志野市民会館）
- 2007年（平成19年） 老人福祉センター「さくらの家」の指定管理者となる
福祉功労表彰式を福祉顕彰式に変更
第18回 青少年ワークキャンプを総合福祉センターで開催
結婚相談所事業廃止
- 2008年（平成20年） 谷津西部支部事務所設置（谷津5丁目朽木荘内）
災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施
特定高齢者通所型介護予防事業を市より受託
心配ごと相談所週4日開所
- 2009年（平成21年） さくらの家・いずみの家一元運営管理者となる
創立50周年記念祝典開催（11月8日）
第六中学校区の福祉教育（平成21～23年度）のパッケージ指定を受け、「福祉教育推進連絡会議」を指定校及び屋敷支部、花咲支部が所属する屋敷・花咲まちづくり会議とともに結成
- 2010年（平成22年） 花咲支部事務所設置（勤労会館内）
第4次習志野市地域福祉活動計画（平成22～26年度）策定
第2次習志野市社会福祉協議会発展強化計画（平成22～26年度）策定
- 2011年（平成23年） 津田沼支部事務所設置（サンロード津田沼内）
「AKH20（赤い羽根応援隊）」による赤い羽根共同募金ボランティア活動の実施
社協マスコットキャラクターの着ぐるみ及びピンバッジの制作
- 2012年（平成24年） さくらの家・いずみの家一元運営管理者となる
市役所内売店「ふくっぴーショップ」閉店
習志野市民まつり「習志野きらっと」オープニングパレードに参加をし始める
夏ボラ（夏休みボランティア）説明会の実施
- 2013年（平成25年） 「社協に対する理解の促進と会員の拡大」のためのプロジェクトが始動
社協ホームページの全面リニューアル
- 2014年（平成26年） 第5次習志野市地域福祉活動計画（平成27～31年度）策定
第3次習志野市社会福祉協議会発展強化計画（平成27～31年度）策定
災害ボランティアサテライトセンター（勤労会館）立ち上げ訓練の実施
第七中学校区の福祉教育（平成26～28年度）のパッケージ指定を受け、「福祉教育推進連絡会議」を指定校及び秋津支部、香澄支部とともに結成
さくらの家・いずみの家の指定管理（平成27～30年度）のプロポーザルに参加し受託
全社協支部事務所にリースによるパソコン及びプリンターの配備

第5次地域福祉活動計画 作成経過

No.	開催日	協議内容
1	平成26年5月7日	三役会議での意見交換
2	平成26年10月21日	地域福祉活動推進員会での意見交換
3	平成26年12月1日～ 平成26年12月15日	アンケート調査を実施 (評議員、ボランティア・市民活動センター運営委員、 地域福祉活動推進委員、NPO法人、当事者団体、施設等)
4	平成26年8月11日	三役会議に提示
5	平成26年8月20日	臨時理事会に提示
6	平成27年1月30日	理事会に提示
7	平成27年3月5日	三役会議に提示
8	平成27年3月18日	臨時地域福祉活動推進委員会に提示
9	平成27年3月23日	理事会に提示
10	平成27年3月24日	評議員会に提示

第5次 習志野市地域福祉活動計画

誰もが自分らしく 地域で安心して暮らし続けるために

(平成27年度～31年度)

発行 社会福祉法人
習志野市社会福祉協議会
習志野市秋津3-4-1
TEL 047 (452) 4161
FAX 047 (451) 8211